

要望に対する回答

1 市長公室関係

①大阪府・大阪市がすすめる IR(カジノ)誘致などの大規模事業を推進する「副首都推進本部」への参画をやめてください。また、当会の市民アンケート(回答数 8427 人)には 60%を超える市民がカジノ誘致に「反対」と回答しているなど、住民合意が得られていないため、「カジノ誘致に反対」の意見表明を行ってください。

(回 答) 市長公室 政策企画部 広域連携担当

本市の副首都推進本部への参画については、大阪府、大阪市と連携を図り、大阪全体の成長・発展に向けた戦略等を検討し、本市の成長につなげることを目的としたものです。同本部への参画により、引き続き連携を強化し、本市における成長に向けた取組を推進する必要があると認識しています。

なお、カジノを含む統合型リゾート(IR)については、本市は IR 誘致には関わっていません。

②海外パビリオン建設の深刻な遅れ、開催費用の膨張で、工事労働者や府民への多大な負担が強えられることになる大阪・関西万博の開催に反対してください。

(回 答) 市長公室 政策企画部 広域連携担当

2025 年大阪・関西万博の開催は、大阪、関西をアピールする絶好の機会であり、国内外から多くの方が来訪することによる大きな経済波及効果が期待されます。

本市としてもこの好機を逃さず、堺の持つ優れたポテンシャルを生かしてその効果を実確に取り込み、大阪府・大阪市や周辺地域と連携しながら、堺の成長、発展につなげたいと考えています。

③世界平和統一家庭連合(旧統一協会)に対して、後援や施設利用許可など行わないでください。

(回 答) 市長公室 秘書部 秘書課

市として、旧統一教会及び関連団体に後援名義の使用承認は行いません。

(回 答) 文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課、文化国際部 文化課

産業振興局 産業戦略部 雇用推進課

建設局 公園緑地部 公園監理課

教育委員会事務局 教育センター 企画相談課

公の施設については、地方自治法等の法令や最高裁判所の判例に基づき、使用許可の判断を行うこととなりますが、施設内で問題のある行為が行われることのないよう、法令等に基づき厳正な対応に努めます。

2 危機管理室関係

①様々な感染症と大規模災害の複合的な災害に備えて、防災備蓄の拡充や地域防災計画の改訂などをすすめてください。

(回 答) 危機管理室 防災課

本市では、過去の災害の教訓や国の防災基本計画、大阪府地域防災計画の修正などに併せて、必要に応じ、地域防災計画の修正や防災備蓄の拡充を実施しています。

令和5年度は近年頻発化・激甚化する災害発生、関連する法令の改正、最近の施策の進展等を踏まえ、地域防災計画の修正を行う予定です。

また、感染症と大規模災害の複合的な災害に備え、指定避難所ではワンタッチパーテーションや段ボールパーテーション、マスクやアルコール消毒液、非接触型体温計などの備蓄を行っています。

②2022年3月に更新された「堺市防災マップ」について、必要に応じて随時更新するとともに、市民への周知を徹底してください。

(回 答) 危機管理室 防災課

大阪府が公表した洪水浸水想定区域を踏まえ、令和4年3月に堺市防災マップを更新しました。

この更新では、洪水・土砂ハザードマップや津波ハザードマップ、震度分布図、高潮ハザードマップ、内水ハザードマップと、災害発生時にとるべき行動や避難場所などの情報を集約しました。

更新に際し、市民の皆様に分かりやすく、内容が伝わるものとなるよう掲載する内容やデザインの改善も行いました。また、対象者に合わせた「シニア世代向け」「妊産婦・子育て世帯向け」「やさしい日本語版」の防災マップの作成に加え、防災への関心が低い方に向けて、「ゴルゴ13」のデザインを用いた防災マップを新たに作成しました。

現在の防災マップについては、市政情報センターや各区市政情報コーナーに加え、鉄道駅やコンビニエンスストア、郵便局、防災協定を締結している大阪地区トヨタ各社など、市民の皆様がより身近で、触れる機会の多い場所で配布し、防災を知っていただけるよう周知を行っています。

なお、国や大阪府において、南海トラフ巨大地震の被害想定見直し等の議論がされており、必要に応じて本市でもハザードマップを更新します。

③災害発生時の緊急放送は、防災行政無線屋外スピーカーだけでなく、広報車、放送等の回数を増やす、HP、SNSなど、多様な方法でいち早く情報を伝えるとともに適切な避難行動につながるような周知をしてください。

(回 答) 危機管理室 危機管理課

本市では、防災行政無線屋外スピーカーをはじめ、テレビのデータ放送や、ラジオ放送、緊急速報メール、市ホームページ、SNS（X（旧 Twitter）・LINE）、登録制のおおさか防災情報メールや聴覚障害者向けの災害情報ファックスなど様々な伝達手段により、防災情報の発信を行っています。

また、必要に応じて各区役所と消防局が連携し、広報車による広報活動を実施しています。

今後も、市民の皆様の安全を守るため、災害時に必要な情報が確実に伝わるよう、多様な情報伝達手段を用いた発信に努めます。

④住宅再建など被災者支援について、市独自の制度を設けるとともに、市民に周知してください。また、制度の拡充を国や大阪府に要望してください。

（回 答）危機管理室 危機管理課

本市では、災害救助法が適用されない災害で一定の被害を受けられた市民に対し、見舞金等の支給を行う制度を設けています。

市ホームページにおいて「支援制度を知る」のページを設定し、災害時の様々な支援内容を記載しています。

今後とも、国や大阪府をはじめ関係機関と連携を図り、速やかな被災者の生活再建支援等に努めます。

⑤避難所の環境改善(感染症対策の徹底、体育館へのエアコン・換気設備設置、障害者・妊婦・乳幼児・高齢者等と家族への対応等)をすすめてください。

（回 答）危機管理室 防災課

本市では、これまでの台風等の風水害時の避難所運営において、体育館だけでなく、空調設備のある教室等を避難スペースとして使用するなど、避難者の体調に配慮し、施設管理者と調整を図りながら臨機に対応しています。また、災害時にはレンタル事業者等との防災協定を活用し、スポットクーラーなどの空調機器を手配します。

なお、各地の災害時では、被災地からの要請を待たずに必要な物資を緊急的に届ける国の支援により、被災地の避難所にスポットクーラー等の冷房機器が配置されています。学校体育館の空調設備の充実にあたり、各自治体の取組事例等を参考に教育環境と避難所環境の2つの視点から現在検討を進めており、令和5年度内にその方向性について取りまとめる予定です。

また、身体状態や介護などの状況により指定避難所での生活が特に困難な方に対しては、必要に応じて二次的に避難できるよう福祉避難所の指定を行い、開設基準や開設の流れ、人員配置、受入スペースの確保、避難者への食事等の提供・管理、費用負担など、福祉避難所を運営する上での考え方を具体的にまとめた「堺市福祉避難所運営マニュアル」を策定しています。

避難所での要配慮者の対応については、区災害対策本部を中心として健康福祉

対策部等と連携して実施しますが、状況に応じて避難所運営委員会のメンバー等の協力も得ながら対応することが想定されることから、堺市福祉避難所運営マニュアルの検証を行い、要配慮者が安心して避難できる体制を整えます。

避難所における感染症対策のために、パーテーションや段ボールベッド、マスクやアルコール消毒液等を各指定避難所に配備しており、避難所運営マニュアルに規定しています。

今後も避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組を実施します。

3 ICT イノベーション推進室関係

①政府がマイナンバー法改正で2024年秋の健康保険証廃止を強行するもと、世論調査でも7割を超える国民が保険証廃止の撤回・延期を求めています。事実上のマイナンバーカード押し付けと保険証廃止を断念し、カードのあり方を抜本的に見直すよう政府に求めてください。

(回 答) ICT イノベーション推進室 マイナンバーカード普及促進担当

健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課、医療年金課

マイナンバーカードは、個人の申請により交付するものであり、申請そのものは義務ではありません。そのため、申請意思のない方に対し、マイナンバーカードの取得を強制することはありません。

国が推進する健康保険証とマイナンバーカードの一体化は、マイナンバーカードを利用して医療機関等を受診していただくことで、正確なデータに基づく診療・薬の処方が受けられるようになることから、利便性の向上に繋がるものと考えています。

なお、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における現行の健康保険証の取扱いについては、今後の国の動向を注視します。

4 泉北ニューデザイン推進室関係

①近畿大学医学部付属病院の開設にあたり、引き続き、地域住民の意見をできる限り反映し、住環境への配慮を十分に行ってください。

(回 答) 泉北ニューデザイン推進室 事業推進担当

本市では、近畿大学医学部等の開設を見据えて、円滑な自動車交通に向けた交差点改良や歩行者通行環境の整備のための市道の改良工事を行っています。また、健康増進や利便性向上に資する田園公園や三原公園の再整備などを行っています。

公園の再整備は、令和2年4月に「三原台校区における公園・緑地等の整備プラン」について校区の住民の皆さんに意見を伺い、設計に反映して進めています。

また、近畿大学・大阪府・堺市による工事が輻輳することから、地域住民の安全を確保するため、工事車両の台数や通行ルートなどに関して本市が中心となって近畿大学や大阪府と調整を行い、工事を進めています。

近畿大学においても、「近畿大学医学部・近畿大学病院新築工事」に関連する堺

市開発行為等の手続きに関する条例に基づく説明会を令和2年9月25日から27日までの3日間に合計11回開催し、住民の皆様からいただいたご意見については、当該説明会後に質問回答集を作成し、三原台全域をはじめとする対象地域約5,700戸に全戸配布しました。

なお、同工事の附属自動車車庫に関する建築基準法第48条第15項の規定による公聴会を同年11月1日に開催し、同様に住民の皆様のご意見をいただきながら説明を重ねてきました。令和4年10月から本体工事に着手し、周辺住民の皆様へ工事の進捗情報の掲示や、医学部・病院のホームページ（移転特設サイト）によるプロジェクトの情報発信、工事に対するご意見、要望事項に応えるなど、住環境への配慮を行いながら進めています。

今後とも引き続き、近畿大学医学部等の開設に向けた取組を地域住民の意見を聞きながら進めます。

5 総務局関係

①「持続可能な財政運営に向けた取組」（「財政危機脱却プラン(案)」を改称）に関して、市民生活を支えている施策の廃止や縮小、「外郭団体の見直し」など堺市の公的責任を後退させる取組みを見直してください。

（回 答）総務局 行政部 行政経営課

本市では、令和3年2月に公表した財政収支見通しにおいて、近い将来に基金が枯渇することが見込まれる危機的な状況にあったことから、同年2月に「堺市財政危機宣言」を発出し、令和3年度と4年度を集中改革期間と位置付けて抜本的な改革を進めました。

その後、「持続可能な財政運営に向けた取組」を着実に進めることを前提とすれば、基金が枯渇し、予算編成が困難となるような状況は回避できる目処が立ったことから、令和5年1月には「堺市財政危機宣言」を解除しましたが、依然として厳しい財政状況です。

したがって今後は、再び財政危機に陥ることのないよう、「持続可能な財政運営に向けた取組」を着実に進める必要があり、取組を進めることで健全な財政基盤の構築をめざします。

②公共性や継続性を損ない、市民の安心・安全を脅かしかねないような過度の職員削減やアウトソーシングの推進などは行わず、公的責任を果たす施策を推進できる組織・人員体制を構築してください。

特に、新型コロナウイルスの経験を踏まえて医療・公衆衛生にかかる体制を強化してください。

（回 答）総務局 行政部 行政経営課、人事部 人事課

本市では、人口減少・高齢化の進展など社会経済情勢の変化に対応しながら、限られた要員や財源の中で、持続的に行政サービスを提供できるよう、事務事業の見

直しや ICT 等を活用した業務改善、働き方改革などに取り組み、効果的で効率的な行政運営を推進しています。

このような考え方の下、業務のアウトソーシングは、公の責任を果たしつつ、民間ノウハウの活用によりサービス向上や効率化が見込まれる分野への導入を図ります。

また、職員の配置に関しては、例えば、子ども相談所への社会福祉職、心理職の増員、生活保護ケースワーカーの増員等、必要な分野には積極的に職員の配置を行います。

併せて、事務事業の不断の見直しや業務改善等を継続的に進めることで生みだされた要員・財源を、必要な施策・事業に割り当て、時々々の行政課題に柔軟に対応します。

6 財政局関係

①「財政危機宣言」の発出から解除に至る経過と議論を踏まえて、この間、後退させてきた子育て・教育支援関連施策などの復元・充実を検討してください。(重点要望)

(回 答) 財政局 財政部 財政課

子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども企画課
教育委員会事務局 総務部 総務課

令和 3 年 2 月の「堺市財政危機宣言」発出後、令和 3 年度と令和 4 年度を集中改革期間と位置付け抜本的な改革を進めてきました。

一方、財政危機宣言下にあっても、厳しい環境にある子どもと家庭への支援や待機児童の解消、中学校給食の全員喫食化をはじめとした子育て・教育関連の施策を推進し、子育て・教育関連の予算額も、財政危機宣言発出前と比べて、ほぼ横ばいとなっています。

その後、令和 5 年 1 月に公表の「財政収支見通し」では、毎年度の多額の収支不足によって基金が枯渇し、予算編成が困難となるような状況は回避できる目処が立ったことから、「堺市財政危機宣言」を解除しました。

しかし、令和 14 年度まで収支不足が続く見込みとなっており、「持続可能な財政運営に向けた取組」を着実に進めることが必要です。

また、持続可能な都市経営を推進する上では人口減少への対応が最重要課題であり、特に転出が顕著となっている子育て世代などの若年層の定住・流入は喫緊の課題と認識しています。そのため、令和 5 年度当初予算では、「子育て世代の定住・流入促進」を重点施策として編成しました。

令和 5 年度に拡充した主な事業として、本市独自の第 2 子以降の保育料無償化や子どもの総合的な学力の向上、若年者や女性対象のカウンセリング・マッチング等の就職支援などに取り組んでいます。

②不要不急な事業の精査にあたり、市民からの要望もないベイエリア開発関連事業や「SMI プロジェクト(都心ライン)」を見直してください。(重点要望)

(回 答) 建築都市局 都心未来創造部 SMI プロジェクト推進担当、堺駅エリア整備担当、ベイエリア推進担当

ベイエリアの活性化については、将来に向けて、本市の有する都市資源を活かし、都市魅力を高めていくことが重要と考えています。

都心の鉄道駅から徒歩圏に位置し、親水護岸が整備された美しい海辺を有する堺旧港など、ベイエリアの持つポテンシャル、海辺の魅力を活かし、居心地の良い交流空間を、民間活力を活用しながら形成することで、より多くの市民、来訪者の訪れる魅力あるエリアにすることをめざしています。これにより、都市魅力を向上し、都市ブランドが形成され、その波及効果が本市全体の活性化にも繋がると考えています。

大浜北町市有地では、民間施設と公共施設を一体的に整備する事業として取り組んでいます。

公共施設整備は概成しつつあり、民間施設についても工事に着手し、令和 6 年度中の工事完了に向けて進めています。

また、本市では、交通という切り口から環境、健康福祉、観光、産業振興など様々な分野にわたって堺都心部の魅力を大きく向上させる SMI (堺・モビリティ・イノベーション) プロジェクトに取り組んでおり、都心活性化施策と併せ、堺都心部を中心に様々な交通施策、ICT 施策等について常に挑戦し続ける本市の姿勢を示すことで、地域・人・情報・サービスをつなぐソフト・ハードの骨格の形成や、便利・快適かつ安全で魅力的な公共交通の実現などを図って回遊性を向上させ、都市のイメージやブランド力の向上、ひいては地域全体の魅力向上や活性化を図ります。

SMI プロジェクトでは、大小路筋において先進技術を取り入れて公共交通の利便性や快適性、安全性を向上させる SMI 都心ラインの導入や、多様な移動ニーズに対応するため、次世代モビリティの活用などに取り組んでいます。

令和 5 年度は、市民や学識経験者、地元関係者、国、交通事業者、交通管理者、道路管理者などで構成する SMI 都心ライン等推進協議会を設置し、参画する多様な主体の意見を踏まえ、SMI 都心ライン等導入計画の作成を進めています。

③引き続き感染症対策や物価高騰による経常経費の増加、頻発する自然災害対策等を踏まえた地方財政計画とするよう国に要望してください。

(回 答) 財政局 財政部 財政課

本市の国に対する「令和 6 年度国の施策・予算に関する提案・要望書」において、エネルギー価格高騰による影響を含む地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、地方交付税総額について必要額を確保することを要望しています。

また、指定都市市長会による「大都市財政の実態に即応する財源の拡充について

の要望」において、物価高騰や感染症対応などにより今後も増大する財政需要や地方税等の収入を地方財政計画に適切に計上し、必要な地方交付税額を確保することを要望しています。

④市発注の建設工事及び工事関連業務委託、物品調達及び委託業務にかかる「公契約の適正化」について、本市のこれまでの取組みも踏まえ、さらに地域経済の持続的発展と適正な労働環境を確保するため、最低賃金の引上げや中小零細企業への支援を政府に要請するとともに、「公契約条例」の制定を検討してください。

(回 答) 財政局 契約部 契約課、調達課

最低賃金や労働関係法令の遵守については、大阪労働局等の関係機関と連携し、周知を行い、啓発に努めています。このほか、様々な産業振興施策により地域経済の活性化を図っています。

中小零細企業への支援については、訪問を通じた経営相談を行う堺市産業振興センター、スタートアップ支援を行うさかい新事業創造センター、企業経営に関する専門相談窓口を設置する堺商工会議所等の支援機関と連携して、市内の中小企業及び小規模企業者への各種支援を実施しています。

公契約条例については、以前から、国の動向や他都市の状況を注視しつつ、条例制定の可否等に関する研究をしてきました。併せて、条例の趣旨とされる公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保、公契約の適正な履行の確保に向けて取り組んでいます。

こうした研究を踏まえ、公契約条例の制定に当たっては、次に述べる課題や問題点があると認識しています。

例えば、「本条例による賃金水準では、施工能力があるにも関わらず、経営余力が十分でないために賃金水準を高くできない中小事業者が結果的に入札から排除されるなど、入札の公平性が損なわれるおそれがあること」や、「賃金等の労働条件は労使間で自主的に決定されるものであり、市が労使間の契約内容に関与することは、両者の契約の自由を制限することになりかねないこと」などが挙げられます。

本市としては、最低賃金を始めとする賃金・労働条件の基準などの整備については、国の施策において実施されるべきものであると考えており、慎重に対応する必要があると認識しています。

引き続き、国や他の地方公共団体の状況を注視しつつ、公契約における適正な労働環境及び適正な履行の確保、地域経済の持続的発展、市民福祉の増進に向けて取り組めます。

7 市民人権局・各区役所関係

①ジェンダー平等の社会をめざした取組み、LGBTQ+など性的マイノリティの方々

への理解を深める取組みをさらにすすめてください。

(回 答) 市民人権局 ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課

本市では、全ての人が、互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、全ての分野において対等なパートナーとして参画できる社会の実現に向け、様々な取組を実施しています。

性の多様性に関する理解を深める取組としては、講演会や映画上映会の開催、パネル展の実施のほか、市ホームページを活用した周知などを行っています。加えて、専用回線による人権相談ダイヤルを設置し、性の多様性に関する相談に対応しており、本人だけではなく、家族や友人など身近な人からの相談を受けることで、当事者周囲の人々の理解を促しています。

また、性の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく暮らすことのできる社会の実現を目的として、平成31年4月から「堺市パートナーシップ宣誓制度」を実施しており、令和4年9月1日には、大阪府と府内の8自治体間（本市含む）で「パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携に関する協定」を締結しました。その後新たに3自治体が加わり、現在は大阪府と府内11自治体間で連携しています。これにより、パートナーシップ宣誓制度の宣誓書受領証を交付された方の当該自治体間での負担軽減と利便性の向上を図っています。

今後も、男女共同参画社会の実現と性の多様性の理解促進に向けた取組を推進します。

②堺市審議会等の女性委員比率は40%以上60%以下を堅持し、「男女共同参画プラン」の目標値である45%を早期に達成してください。

(回 答) 総務局 行政部 行政経営課

市民人権局 ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課

審議会等の委員の選任に当たっては、「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」、「堺市審議会等への女性委員登用推進要綱」及び「審議会等の設置等に関する指針」に基づき、女性委員の比率が40%以上60%以下となるよう、委員選任時の事前協議を所管課に働きかけ、また女性の人材情報を提供するなど、積極的な女性委員の登用を促しています。

令和5年4月1日現在の女性委員の比率は43.1%となっていますが、男女共同参画社会の実現のためには、さらに様々な分野における方針や意思決定過程の場に男女が対等な立場で参画し、意見が反映されることが重要であるとの観点から、「第5期さかい男女共同参画プラン」のKPI（重要業績評価指標）として、本市の審議会等委員の女性比率の目標値を「令和8年度までに45%」に設定し、早期達成をめざします。

③痴漢被害について堺市として実態を把握し、被害ゼロに向けて対策を行ってください。

(回 答) 市民人権局 市民生活部 市民協働課、ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課

本市が実施する「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」の次回(令和7年度実施予定)調査項目に、従来のハラスメント、性被害に加えて痴漢被害に係る項目を設定し、被害実態の把握を行います。

また、市内の小学校・中学校・高等学校・大学・専門学校を対象に、専門知識を持つ講師を派遣する「デートDV等予防出張セミナー」のテーマに、令和5年度から痴漢被害対策を追加しています。

このほか、性犯罪被害防止の取組として、市内高等学校での防犯教室の開催や、警察と連携した防犯キャンペーン(街頭啓発)での防犯ブザーの配布などを実施しています。

今後、ハラスメント、性被害、痴漢などの、ジェンダーに基づく暴力の根絶に向けた取組を進めます。

④男女共同参画センターを1か所増設してください。

(回 答) 市民人権局 ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課

男女共同参画センターは、男女共同参画の施策を実施し、市民等による男女共同参画の推進に関する取組を支援しています。

女性だけでなくすべての人が利用しやすい活動の場を提供できるよう、男女共同参画交流の広場や生涯学習施設など、既存施設との連携に努めます。

8 文化観光局関係

①古墳群をPRする市民の自主的主体的な取り組みへの支援をすすめてください。

また市民にも観光客にも歴史的文化的価値を知ってもらえるよう、博物館やビジターセンターの展示の充実などをさらにすすめてください。

(回 答) 文化観光局 歴史遺産活用部 世界遺産課、博物館 学芸課

百舌鳥・古市古墳群は、周辺の住民に守られて、1600年もの長きにわたり、継承されてきました。世界遺産登録に向けては、大阪府、羽曳野市、藤井寺市と本市の4者が一体となって、市民の皆様や民間企業、各団体の自主的な活動とも積極的に連携して取組を進め、登録を実現しました。今後も貴重な歴史的資産である古墳群を未来に守り伝えていくため、引き続き皆様と連携を深め、古墳の保全活用と魅力発信に努めます。

また、百舌鳥古墳群ビジターセンターは、古墳群の価値や魅力を分かりやすく伝え、関心を持っていただけるよう迫力ある空撮映像や工夫を凝らした展示なども導入し、令和2年度にオープンしました。令和5年度においては、より多くの方にご利用いただけるように、ビジターセンター周辺で開催されるイベントとの連携を図り、また価値理解の促進に繋がるようなイベントを実施しました。

堺市博物館では、「百舌鳥古墳群と堺の歴史・文化」と題する常設展を行ってお

り、仁徳天皇陵石槨・石棺レプリカを展示する等、百舌鳥古墳群の内容を分かりやすく紹介しています。

なお、令和5年度は、主に小・中学生を対象に、プラバンでの古墳キーホルダー作りや厚紙を用いた古墳時代の冑作り等の体験学習会を行いました。さらに、市内在住・在学の小学4～6年生を対象に、「さかっこ・歴史倶楽部」と題し、歴史講座や体験学習を通じて、堺の歴史文化を学習する機会を提供しています。

今後、常設展を始め、企画展や体験学習会等を通じて、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の魅力発信に努めます。

②「大阪観光局」にかかる本市負担金の費用対効果を検証し、見直してください。

また、観光コンベンション協会の事業見直しによって、堺独自の歴史文化の魅力発信を弱めないようにしてください。

(回 答) 文化観光局 観光部 観光企画課、観光推進課

大阪観光局への負担金の支出に当たっては、事業の効果検証を行い、その金額を決定しています。令和6年度以降の負担金についても、費用対効果を検証した上で、必要な金額を精査します。

大阪観光局では強力な発信力を活かした堺への誘客・送客の取組強化を担い、堺観光コンベンション協会では事業者や市民の皆様と連携した観光での地域活性化の強化を担うなど、役割分担を明確にし、それぞれの強みに特化した事業を進めることで、誘客の加速化を図っています。

なお、堺観光コンベンション協会では、第50回堺まつりを開催し、ふとん太鼓の担ぎあいや火縄銃の発砲パフォーマンス、伝統産業のブース出店などを通じて、堺ならではの歴史文化の魅力を広く発信しました。

また、令和6年3月には、歴史文化資源の公開だけでなく、堺の持つ新たな魅力を体感してもらえる周遊型イベント「紐とけば堺」を開催します。

引き続き、堺観光コンベンション協会においては、堺の歴史文化の魅力を感じてもらえる事業を実施し、その魅力を発信します。

③フェニーチェ堺について、堺市中枢の市民芸術文化ホールと位置付けられ、市民の日常的な文化芸術活動を推進する場の役割を担っていることから、今後も堺市文化振興財団を中心とした公的責任を果たせる運営主体を選定してください。

(回 答) 文化観光局 文化国際部 文化課

フェニーチェ堺は、市民文化の更なる向上、地域社会の形成等を目的に設置した施設であり、その目的を達するため、指定管理者制度を導入し、管理を行っています。

現在は、堺市文化振興財団が指定管理業務を担っており、令和6年度以降は、堺市文化振興財団を代表団体とするフェニーチェ堺共同事業体と引き続き連携し、

設置目的を達成できるよう取り組みます。

④市立美術館を整備してください。

(回 答) 文化観光局 文化国際部 文化課

本市には博物館法に規定する美術館はありませんが、世界に誇るミュシャコレクションを所蔵・展示する「堺 アルフォンス・ミュシャ館」があります。このミュシャ館において、市民の皆様に誇りに思っただけのような魅力ある企画展示や、市外からも訪れていただけるような発信に努めます。

また、現在ミュシャコレクションを含む美術品や、百舌鳥古墳群出土資料、堺鉄砲など、堺の類いまれな歴史・文化を余すことなく紹介できる(仮称)堺ミュージアムの検討を進めています。

⑤北区に文化ホールを整備してください。

(回 答) 文化観光局 文化国際部 文化課

本市では、堺市公共施設等総合管理計画において、文化ホールを含む公共施設について施設の統廃合や再配置などによる公共施設の総量や配置の最適化に向けた検討を行っていますが、現在、北区に新たな文化施設を建設する予定はありません。

北区には、講演会、研修会、コンサートなどの開催が可能な堺市産業振興センターが、また北区周辺には、サンスクエア堺やフェニーチェ堺などがあります。

市内の文化施設では、備えているホールの客席数や諸室等は各施設で異なりますので、市民をはじめ多くの皆様には、用途に応じた施設のご利用をお願いしています。

近年、文化芸術を活用した子育て・教育・福祉等の様々な分野における社会的課題の解決が求められていることから、関係団体と連携して、福祉施設、病院、地域会館、学校等などでのアウトリーチ活動や動画配信などに取り組んでおり、文化施設内に限らず、市民の方々が文化芸術に親しむことができる機会の充実に努めます。

⑥「自由都市堺文化芸術まちづくり条例」を活かし、文化芸術の担い手育成と文化創造のための仕組みづくりなど推進計画達成に向けた取り組みをすすめてください。

(回 答) 文化観光局 文化国際部 文化課

本市では「自由都市堺文化芸術まちづくり条例」に基づき「第2期堺文化芸術推進計画」(以下、第2期計画)を策定し、「文化芸術活動を行う環境の整備」「将来の文化芸術を担う子どもたちの育成」など11の項目の基本的施策を推進しています。

第2期計画においては、これら11の基本的施策を前提としつつ、前期計画の結

果やその後の社会情勢の変化から生じた課題へ対応するため、3つの重点的方向性を設定しました。施策の推進にあたり、それぞれの重点的方向性について評価指標を設け、各指標の達成度や効果について、毎年度、その評価を堺市文化芸術審議会に諮問しています。堺市文化芸術審議会では実際の事業も視察し、諮問に対する答申を行っており、本市では、その答申に基づき、必要に応じ事業の見直し等を行っています。

今後も第2期計画で掲げる「自由で心豊かな市民生活の実現」「都市魅力の創造」の目標達成に向けて取組を進めます。

9 環境局関係

①家庭ごみの有料化は行わないでください。

(回 答) 環境局 環境事業部 環境事業管理課

家庭ごみ有料化については、令和3年3月に策定した堺市一般廃棄物処理基本計画において、市のごみ処理状況や社会経済情勢等に注視しながら今後も検討を進めるとしています。

一般的に、家庭ごみ有料化は、ごみを多く出す方の負担を大きくして、負担の公平化を図り、また、ごみの減量につなげようとするものであり、既に多くの市町村で導入され、大きな減量効果を上げている施策です。

ただし、本市における具体的な制度設計や導入時期等については、今後検討することとしており、いただいたご意見についても、検討に当たっての参考とします。

今後とも、ごみの減量にご協力をお願いします。

②美原区平尾地区に小型のごみ収集車を配車し、各戸収集をしてください。

(回 答) 環境局 環境事業部 環境業務課

本市では、各戸収集を推進していますが、狭あい道路や袋小路、私道等の理由で収集車両が進入できないため、収集路線の道路上にごみ集積場所を設置・管理していただいている地域もあります。

ご要望である小型の車両については、2tパッカー車に比べて非常に積載量が少ないため、相当の人材・機材が必要となり、多額の費用がかかる課題もあることから、現状困難なものと考えています。

10 健康福祉局関係

①感染症対策について、新型コロナの教訓を踏まえて総合医療センターや保健所等の人員体制を確保し、市独自の対策を行うとともに、PCR検査体制の充実や医療機関への支援に必要な財政措置を政府に強く要請してください。(重点要望)

(回 答) 健康福祉局 保健所 感染症対策課

新型コロナウイルス感染症への対応においては、正規職員、応援職員の配置を増やすほか、人材派遣や業務委託などを活用し、業務効率化を図るなど、保健所の機

能強化を進めてきました。今後も、新興感染症の感染が拡大した場合における業務量や人員数を想定した上で、必要な体制を速やかに確保します。

現在、検査体制については、衛生研究所における検査や医療機関における検査のほか、民間検査機関における検査を活用することにより、必要な検査ができる体制を確保しています。

また、医療機関への支援については、大阪府を中心として感染防止や患者の受入れ等、医療機関が取り組む体制整備に対し、包括的に国庫や府費等を財源として実施しています。

今後は、院内感染の防止に向けて連携を強化し、研修・訓練等を必要とする地域の医療機関等に対する支援を行うほか、引き続き、新興感染症の感染が拡大した場合を想定した医療提供体制の確保について検討を重ねつつ、国の動向についても注視します。

②高齢者施設や障がい者施設等において感染症クラスター等による減収が生じた時は、減収補てんを行うなど支援を拡充してください。

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 介護事業者課、障害福祉部 障害福祉サービス課

介護保険サービス、障害福祉サービス等の事業に係る施設又は事業所が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合等において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大対策の徹底、創意工夫等を通じて、必要な介護保険サービス、障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行うことを目的とした、通常のサービス提供時等では想定されない費用、いわゆる「かかり増し経費」については、令和5年度においても、国の方向性に基づき、予算の範囲内で補助を行っています。

③子ども医療費助成制度の無料化に向けた検討をすすめてください。また国・府に対し抜本的な制度改正を強く要望してください。

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 医療年金課

子ども医療費助成制度については、平成22年7月から、本市独自の取組として、所得制限を撤廃した上で、入院・通院にかかる医療費助成を中学校卒業まで拡充し、平成31年4月からは、さらに18歳（18歳に達した日以後の最初の3月31日）まで拡充しました。

一部自己負担額については、平成16年11月から、大阪府の福祉医療費助成制度として府内統一で導入されているもので、1医療機関当たり月2日を限度に各日500円までの負担をいただいています。

しかし、子育てにかかる負担軽減を図るため、平成18年7月診療分からは、対象者1人の1か月当たりの負担限度額を2,500円とし、2,500円を超えた分については、申請により還付しています。

子ども医療費助成は、経済的な事情による受診控えを抑制するといった意見がある一方、大学の実証研究などにおいて自己負担額の無償化は過剰受診を招くことが報告されたと新聞報道されるなど、様々な見解があり、本市としては引き続き、子育て施策に対する国や大阪府の動向を注視したいと考えています。

なお、国に対しては国の責任において子どもの医療に関わる全国一律の制度の創設を、また大阪府に対しては乳幼児医療費助成制度を入院・通院とも対象を拡充し所得制限を撤廃し、入院時食事療養費にかかる自己負担金の助成を復活するよう要望します。

④がん検診等の無償化については継続し、受診率の向上のため市民への啓発を強化してください。

(回 答) 健康福祉局 健康部 健康推進課

がん検診の無償化は、受診促進強化期間（コロナ禍の受診控え等を考慮し令和5年度まで延長）として実施しているものです。

無償化の継続については、無償化の効果検証を行い、受診しやすい環境整備、受診率向上のための効果的な施策を検討します。

また、引き続き様々な機会を捉え、市民への啓発を実施します。

⑤無料低額診療事業について、医療機関だけでなく保険薬局への拡充を国に求めてください。

(回 答) 健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課

本市では、保険調剤薬局（院外薬局）も無料低額診療事業の対象にするよう、大都市民生主管局長会議での提案事項にするなどにより、国に対して要望します。

⑥国がすすめる公立・公的病院の再編・統廃合について、撤回するよう国に求めてください。

(回 答) 健康福祉局 健康部 健康医療政策課

現時点で、国が推進する地域医療構想において、公立・公的医療機関等の再編統合の議論に係る具体的対応方針の再検証を要請された医療機関は本市にはなく、今後も、引き続き国の動向を注視します。

⑦介護保険総合事業のもとでもサービスの質を確保するために必要な総合事業費を確保してください。

国に対し、「事業費上限額設定」の撤廃と必要な費用の保障を強く求めてください。

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課

介護予防・日常生活支援総合事業については、市独自の基準によるサービスのほか、専門職による従来からの介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同等のサ

ービスを継続しており、利用者はサービスをご自身で選択し、利用することができます。

なお、基準緩和型サービスについては、従事者研修を実施し、サービスの質の確保に努めます。

また、地域支援事業に位置付けられた本事業の実施に当たり、上限額総額を超える場合、地方公共団体の実情に応じて個別協議により柔軟に対応するよう、他市と共同で国に提案します。

⑧介護保険料の引き下げ・減免制度の拡充、介護保険利用料の減免制度を創設してください。

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 介護保険課

介護保険制度は、その財源として、国・大阪府・市の公費負担割合、被保険者の保険料負担割合が法令で定められており、介護サービスを受ける方が多くなると、介護費用も多くなり、公費負担と保険料負担も増えることとなります。

介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担の関係を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めることとされています。

第8期介護保険事業計画期間（令和3～5年度）における第1号被保険者の保険料については、介護サービス利用者の増加に伴う介護給付費の増大などが見込まれることから増額改定となりました。本市としては、被保険者の負担能力に応じた、きめ細かな保険料段階区分と料率の設定を行い、16段階としています。現在、策定中の第9期介護保険事業計画期間（令和6～8年度）においても、引き続き、きめ細かな保険料段階区分と料率とする予定です。

また、本市独自の施策として、収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しています。

介護保険の利用料については、その負担があまり高額とならないように、高額介護サービス費として自己負担の上限を設けています。その自己負担上限額については、世帯全員が市民税非課税などの所得の低い方への配慮として、その上限額が低く設定されています。

また、低所得で特に生計の維持が困難な方に対しては、社会福祉法人が利用者負担の軽減措置を実施しており、この軽減措置に対しては、本市も応分の負担を行っています。

⑨地域包括支援センター（現在 21 か所）を各中学校区で 1 か所に拡充してください。

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課

地域包括支援センターは、各日常生活圏域に1か所設置しています。

日常生活圏域は、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、施設整備の

状況等を総合的に勘案し定めることとされており、本市においては、人口規模及び公共交通機関の状況等も考慮して、いくつかの小中学校区を組み合わせた地域を日常生活圏域として設定しています。

⑩重度障害者を受け入れられる医療ケアを備えた入所施設の建設をすすめ、待機者の解消をすすめてください。重度障害者のグループホームの運営のための補助額と補助件数を増やしてください。

(回 答) 健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課、障害支援課

国では、入所施設からの地域生活への移行を掲げています。このことを踏まえ、本市では、障害者の暮らしの場として、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活基盤となるグループホームの整備を促進しています。

特に、国庫補助を活用した新たなグループホームの整備については、医療的ケアを必要とする方を含む重度障害者等を受け入れる事業者を優先して選定することで地域における暮らしの場の確保に努めています。

また、グループホームの運営に対する補助として、重度障害者の方や強度行動障害がある方、医療的ケアが必要な方に対して、手厚い支援体制ができるよう生活支援員及び看護職員の配置に要する経費を補助しています。

今後も引き続き、重度障害者等が安心して地域で暮らせるよう、グループホームの量的拡大と機能強化に取り組めます。

⑪堺市立こどもリハビリテーションセンターの管理運営については、施設の設置目的や事業の継続性の確保が重要であることから、市直営での運営に変更するか、堺市社会福祉事業団を指定管理者に選定してください。

(回 答) 健康福祉局 障害福祉部 障害支援課

本施設の運営については、現在、指定管理者を5年おきに指定しており、平成31年4月から令和6年3月まで堺市社会福祉事業団を指定しています。

令和6年度以降の指定管理者の選定は、安定的に質の高い障害児療育に取り組む事業者が増えてきたことから、北こどもリハビリテーションセンターについては「堺市立こどもリハビリテーションセンター条例」の規定どおり公募を行い、南こどもリハビリテーションセンターについては非公募とし、選定委員会による審査の結果それぞれ堺市社会福祉事業団が指定管理者候補者として選定されました。

⑫大阪府による国民健康保険料率の統一について、当面は、基金からの最大限の繰り入れで大きな負担増とならないよう対応してください。また、大阪府に保険料率の統一の中止を求めるとともに、国に対しても健康保険制度の抜本的な改善を求めてください。

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として、国民健康保険運営の中

心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国民健康保険制度改革が実施された。これに伴い、大阪府は、法に基づく「大阪府国民健康保険運営方針」を策定し、府内全体で被保険者間の受益と負担の公平性を図っていく観点から、府内のどこに住んでいても「同じ所得、同じ世帯構成」であれば「同じ保険料」となる府内統一保険料率などを定めました。

「大阪府国民健康保険運営方針」では、平成 30 年度から令和 5 年度まで最大 6 年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、本市においては、激変緩和措置期間中の保険料率について、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することがないように対応していますが、令和 6 年度の保険料率完全統一後は「保険料率引下げを目的とする基金の繰出しは認めない」とされています。

本市としては保険料率の抑制に向け、大阪府に対し、「令和 6 年度以降の統一保険料率についても、より一層の低減が必要であるため、国に対し更なる公費投入の拡充を求め、また大阪府においても被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置等を講じることを引き続き検討」するよう意見具申を行う等、国民健康保険制度の持続可能な運用に取り組んでいます。

加えて国に対しては、医療保険制度を一本化する等の制度の抜本的改革の実現と合わせて、医療保険制度の一本化までは国庫等の公費負担の更なる引上げ等、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるよう、要望します。

なお、保険料の統一の中止については、国民健康保険法第 82 条の 2 第 8 項に「市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする」と規定されており、運営方針に沿わない事務となることから、本市としては中止できないものと考えています。

⑬国民健康保険の保険証について、事実上の取り上げとなる短期保険証、資格証明書
の交付をやめてください。

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課

資格証明書及び短期被保険者証の発行については、法令の規定に基づいて行っていますが、発行に当たっては、機械的な一律の取扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。

⑭国税徴収法基本通達 47-17「生計や事業に与える影響が少ないことを考慮」を踏ま
え、国保料滞納者に対する一方的な財産の差し押さえをやめてください。

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課

国民健康保険事業において保険料の収納確保は、制度を運営する上で不可欠です。被保険者間の負担の公平を図る観点からも、保険料を納付することができない特別の事情もなく、また、保険料の納付につき十分な収入や資産等があるにもかかわらず

わらず保険料を納めない被保険者に対しては、法令の規定に基づき滞納処分を行うこととなります。

滞納処分の執行に当たっては、滞納者との面談の機会を確保する等、実態の把握に努め、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。

⑮特別養護老人ホームなど高齢者向け施設の整備をすすめてください。また、配食サービス事業を充実してください。

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課、介護事業者課

本市では、特別養護老人ホームなど的高齢者施設等については、社会情勢、待機者の状況等を勘案しながら、3年ごとに計画を策定し、整備を進めています。

高齢者ができる限り住み慣れた地域において、安心して心豊かに暮らし続けられる都市を実現するため、引き続き入所希望者や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて必要な介護サービスの確保に努めます。

また、配食サービスについては、市域において既に宅配専門店や弁当店等の民間事業者が様々な形態で実施していることから、市による実施の予定はありません。

⑯老人医療費助成制度について、国・府に拡充を求めるとともに、市独自の助成制度を検討してください。

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 医療年金課

福祉医療費助成制度については、大阪府において、持続可能な制度構築の観点から、対象者・給付の範囲を真に必要な者へ選択・集中し、また、受益と負担の適正化を図るため、平成30年4月に再構築が実施された結果、令和3年3月31日を以って、堺市老人医療費助成制度は終了しました。

なお、堺市老人医療費助成制度は、大阪府の方針によって終了した制度を活用し実施してきたため、本市独自ではご要望の制度化は困難な状況です。

⑰物価高に見合う生活保護基準の大幅引き上げを国に働きかけてください。また、堺市独自の夏期・冬期一時金等を復活するとともに、エアコン設置費及び夏季の電気料金への助成を行ってください。

(回 答) 健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課

生活保護制度が市民の信頼を得て最後のセーフティネットとして効果的に機能するように、今後ともそのあり方については、慎重に検討するよう国に伝えます。

年末の特別需要は期末一時扶助で賄うことが可能であり、また、夏期は冬期に比べ特別の需要はないという判断から、現状、国は夏期一時扶助を制度として保障していません。

ご要望の本市独自の夏期・年末一時金の復活については、今後の保護制度の推移や状況も勘案し、判断したいと考えます。

国に対しては、改正意見として夏期一時扶助の創設、併せて冷房器具新設費用の

支給拡大、高騰している電気料金などに対応するための夏期加算の創設について、これまで同様に要望します。

⑩市として生活保護が必要な人の申請権を保障するとともに、生活困窮に陥った市民等に制度の周知を徹底してください。また、ケースワーカーの体制を抜本的に拡充してください。

(回 答) 健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課

生活保護制度や生活困窮者自立支援制度については、「広報さかい」や市ホームページ等を活用して、市民に対し周知を行っています。

また、相談を受けた窓口では、懇切丁寧に生活保護制度や他法他施策の説明を行い、その上で申請意思が明らかな方については保護申請書を交付することで、申請権を侵害することのないよう法に基づいた適正な運用に努めています。

ケースワーカーの体制については、適正な生活保護の実施を行うため、ケースワーカーを確保することが非常に重要であるという認識に立ち、ケースワーカーの増員に今後も引き続き努めます。

⑪加齢性難聴の方への補聴器の補助制度をつくってください。

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課

高齢者の方に多いとされる加齢性難聴は、地域特有の事象ではなく、全国的な事象であることから、加齢性難聴者の補聴器購入助成は、全国一律の基準で実施されるべきものであると考えています。

本市としては、他の政令指定都市と共同で、国に対し、補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度の創設について、引き続き要望します。

なお、加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方については、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。

⑫シルバー人材センターへの補助金削減は行わないで下さい。

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課

交付する補助金の額については、引き続き、堺市シルバー人材センターの自律的な経営基盤の構築に向け、自主財源の確保を図りながら、社会情勢の変化等を踏まえて検討を行います。

なお、市からは補助金交付のほか、地方自治法施行令第167条の2第3項に基づき、公園の除草作業や学校園の施設安全管理業務等を発注するなど、市の委託業務を通じて堺市シルバー人材センターの事業を支援しており、今後も、団体の受注業務拡大に向けた支援を行います。

⑬ひきこもりやヤングケアラーの方たちなどへの相談窓口となっている堺市ユースサポートセンターが1カ所しかないため、各区への設置をしてください。

(回 答) 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課

堺市ユースサポートセンターは、児童期・青年期のひきこもり相談窓口として、49歳までの子ども・若者の来所相談を受け付け、専門職による様々な支援や他の機関との連携した支援を行っています。

より身近な場所での相談窓口としては、児童期・青年期のひきこもり相談などで関係機関から引継ぎ等を受ける際、要請があれば市内各所に出向いて相談を受けるなど、可能な限り対応をしています。

また、職業的自立に向けた支援を行う堺地域若者サポートステーションを併設しており、南区役所内にある JOB ステーション南サテライトでの出張相談などの対応も行っています。

11 子ども青少年局関係

①保育士の専門性に見合った処遇改善が図られるように市独自の補助金を増額してください。保育教諭等充実費など、この間削減されている補助金は復元してください。

保育水準向上のために必要な財政措置と面積基準・保育士配置基準等の改善、保育士の確保に必要な予算の増額、保育料の国基準の引き下げを国に求めてください。

(回 答) 子ども青少年局 子育て支援部 幼保推進課

国の公定価格では、3歳児に係る保育士等の配置基準を改善できる加算や、処遇改善に係るものとして、職員の平均経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算や技能・経験に応じた追加的な加算があり、市も応分の負担を行っています。

また、従来から市の単独補助によって、1歳児や4・5歳児に係る保育士等の人件費の加配補助をはじめ、国の公定価格を上回る職員配置を可能とする補助項目を多く設定しています。

さらに、本市では、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育補助者の雇上げに対する補助などの就業環境改善によって、業務負担の軽減に取り組む施設への補助を行うなど、保育士の処遇改善や負担軽減、働きやすい職場環境を整えることができるよう努めています。

現在、国でも配置基準の見直しなどが議論されており、国の動向や財源の状況等も踏まえながら、本市としてもより効果的な制度となるよう検討を重ねます。

②保育給食費自己負担を軽減する市独自の措置を行ってください。

(回 答) 子ども青少年局 子育て支援部 幼保推進課

給食費については、国において副食費(食材料費)が在宅で子育てする場合でも生じる費用であることや、義務教育の学校給食等でも自己負担となっていることなどから、保護者が直接負担することを基本としており、その上で、年収360万円未満相当世帯などについて副食費を免除するとしています。こうした国の考え方

なども踏まえ、本市では給食費の負担軽減措置は行っていません。

なお、物価高騰への対応として、今年 5 月の補正予算にて物価高騰による利用者への影響を最小限にするため、教育・保育施設等に対し食材、光熱費に係る物価高騰支援を実施しています。

③保育所待機児童の解消に向けた受け入れ枠拡大については、各区で必要な認可保育所の増設を基本にすすめてください。

(回 答) 子ども青少年局 子育て支援部 待機児童対策室

本市では待機児童解消のため、認定こども園や小規模保育事業所の新設などにより、保育を必要とする児童に対する受け入れ枠の整備などを進め、令和 3 年から 3 年連続で待機児童数ゼロを達成しました。

今後も引き続き、保育需要の動向を見極めながら、必要な受け入れ枠の確保に努めます。

④増え続ける児童虐待等に即応できるよう子ども相談所をはじめ、関係機関及び施設の専門職員等の人員体制を抜本的に拡充してください。

(回 答) 子ども青少年局 子ども相談所 育成相談課

子ども相談所の児童福祉司及び児童心理司の計画的な増員などにより、児童虐待対応強化に向けた人員体制の拡充に努めます。

⑤児童自立支援施設について関係者の意見を十分に尊重し、子どもたちにとって最善の方策を実施してください。

(回 答) 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課

児童自立支援施設については、本市の子どもたちの将来的に安定した最適な養育環境をしっかりと確保することを前提に、施設整備費用や将来的なランニングコストを考えて、より効果的な手法として、令和 3 年 1 月に締結した大阪府立施設への事務委託継続に係る合意書に基づき、令和 6 年 4 月の新寮舎開所に向け、大阪府立施設の整備を進めます。

また、今後も引き続き、これまでにいただいたご意見等を踏まえ、関係部局等と連携を密に行うことにより、対象となる子どもたちへの支援充実に努めます。

⑥コロナ禍や物価高騰の影響により困窮する学生や若者への支援策の拡充を国・府に要請するとともに、在堺の大学等とも連携して市独自の支援を行ってください。

(回 答) 健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課、生活援護管理課

子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課

学生や若者は、生活基盤が弱く、コロナ禍や物価高騰の影響を受けやすい状況にあるため、本市としても、政府が検討している支援策の動向を注視しています。

本市では、コロナ禍やその後の物価高騰の影響が長期化する中、学生が抱える課題が多様化していることから、個々の学生からの相談に対応している大学の学生支援担当部署等と連携し、必要に応じて適切な支援に繋ぐための情報提供等を行っています。

また、令和4年度からは、年2回、市内の大学等と連携して、学生や若者を対象とする「さかい学生&若者応援 DAY」を開催し、寄附食品や生理用品等の配付と、生活や就業等に関する相談支援を行う取組を行っています。

同じく令和4年4月から新型コロナウイルス感染症の影響による経済面など様々な困りごとを抱え、適切な相談先が分からない方への対応をきめ細かに行うことを目的とした相談窓口として、「生活相談コンシェルジュ」を各区保健福祉総合センターに開設しており、学生や若者を含めた、様々な方へ、それぞれの生活課題に沿った支援や情報提供に努めています。

引き続き、コロナ禍や物価高騰の影響を受ける学生等の状況を注視し、大学等と連携した支援を行います。

⑦多世代が集まる地域拠点ともなっている子ども食堂について、開催ごとの補助金など継続可能な支援を拡充してください。

(回答) 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども企画課

子ども食堂は、様々な家庭環境で暮らす子どもたちに安心して過ごせる居場所と食事などを提供し、子どもたちを見守り、必要に応じて適切な支援につなぐことなどを目的に、様々な団体が運営されています。

本市では、こうした子ども食堂の活動の輪を広げ、地域に根付いて継続して活動できるよう、平成29年度から、「さかい子ども食堂ネットワーク」を形成し、子ども食堂の開設に要する経費への補助金(開設支援補助金)の交付をはじめ、運営団体間や企業・有識者等と交流ができる円卓会議を年3回開催するなど、様々な取組を実施しています。

資金面の支援については、上記の開設支援補助金の交付に加え、子ども食堂応援プロジェクトとして、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングにより毎年約500万円もの寄附をいただいていることから、この500万円を活用して、希望する団体にプリペイドカードを配付しています。

併せて、食材の支援として常設型の「子ども食堂を応援するフードドライブ」の実施や、食材寄付に協力していただける企業・団体の開拓、また、安全・安心な活動のための支援として、各団体に施設所有(管理)者賠償責任保険及び施設入場者傷害保険への加入に対する支援なども行っています。加えて、令和5年度からは開設3年を経過した子ども食堂を対象に物品等の追加・更新費の助成や子どもの居場所の提供の一環として実施している体験活動を支援するためのアーティスト派遣費用の支援なども行っています。

今後も、子ども食堂ネットワークの枠組みを基盤として、各子ども食堂が主体性

をもって継続して活動できるよう様々なサポートを実施します。

12 産業振興局関係

①コロナ禍や物価高騰の影響により事業継続に苦慮している中小企業や個人事業主への支援について、大阪府・市、関西広域連合、政令指定都市市長会などとも連携し、臨時交付金や給付金、支援金、助成金などの継続実施、拡充を政府に要請してください。また、市独自の支援策を実施してください。（重点要望）

（回 答）産業振興局 産業戦略部 産業企画課

本市では、多くの市内事業所が資金繰りに苦慮している状況を踏まえ、迅速な資金調達を支援する独自の保証料負担制度の創設、大阪府との共同による休業要請支援金など、国・大阪府とともに様々な支援策を実施してきました。

令和5年度においても、経営基盤の強化や生産性向上への支援、新たな販路開拓への環境整備など、将来に渡って事業継続を図ることができるよう、支援策を実施しています。

併せて、エネルギー価格等の物価高騰により長期間にわたって地域経済への深刻な危機が生じていることを踏まえ、今後も継続して事業者支援等に取り組むため、国が行う臨時給付施策等の財政措置を講ずるよう指定都市市長会を通じて、国へ要請しています。

引き続き、市内事業者の状況の把握に努めながら、市の支援策はもとより、国や大阪府も含めた様々な支援策の情報を迅速に分かりやすく提供し、活用していただくことにより、市内事業者の事業継続の支援に努めます。

②「地域産業経営動向調査」などに加え、さらに実態を把握するため、零細・中小業者の悉皆調査を実施してください。

（回 答）産業振興局 産業戦略部 産業企画課

本市では、中小企業者をはじめとする地域の企業の実態を把握するため、四半期ごとのアンケート方式による「地域産業経営動向調査」や、堺市産業振興センターにおける金融・経営相談及び各種業界団体との情報交換など、様々な機会を通じて市内事業者の実態把握に努めています。

今後とも実態調査等で把握したニーズを適切に考慮しながら、産業振興施策の構築及び推進に努めます。

③「堺産業戦略」など継続的な計画の根拠ともなり、市内中小企業の育成を目的とした「中小企業振興基本条例」「小規模企業振興基本条例」を制定してください。

（回 答）産業振興局 産業戦略部 産業企画課

市内中小企業の振興については、「堺市基本計画2025」や「堺産業戦略」などにより、大きな方向性や具体的な実施計画を策定し、経営基盤の強化や人材確保の支

援などの各種施策を臨機応変に展開しています。

今後とも、中小企業基本法や小規模企業振興基本法の基本理念・方針も十分に踏まえ、引き続き、理念にとどまらず積極的かつ柔軟に市内中小企業を総合的に支援し、地域経済の活性化を図りたいと考えています。

④企業立地・企業投資の促進については、中小企業を含む地域産業の持続的な発展・地域経済の活性化の観点ですすめてください。

(回 答) 産業振興局 産業戦略部 イノベーション投資促進室

本市では、平成 17 年度から市税優遇制度による市内への企業投資の誘導に取り組んでおり、これまでに中小企業の投資計画 83 件を含む 145 件の投資計画を認定するなど、中小企業をはじめとした企業の市内への投資を促進してきました。

令和 2 年度からは「堺市イノベーション投資促進条例」を施行し、成長産業分野や研究開発機能など企業の競争力強化に繋がる投資に重点を置いた企業投資の誘導や、都市拠点（都心・中百舌鳥・泉ヶ丘）における各地域の特性に応じたオフィス等の立地誘導に取り組んでいます。

今後とも、中小企業をはじめとする企業の投資を更に促進し、地域産業の持続的発展、ひいては税源涵養と雇用創出に取り組めます。

⑤イノベーション投資促進条例による一部大企業への不均一課税等を見直してください。

(回 答) 産業振興局 産業戦略部 イノベーション投資促進室

イノベーション投資促進条例による市税軽減制度は、本市内に企業投資を誘導することにより、本市産業の持続的な発展を図るための取組です。

市税の軽減は時限的な措置であり、中長期的な税収の確保や就労の場の提供、地域の中小企業の事業機会拡大などをもたらす、ひいては市民生活の向上に資するものと考えています。

⑥地域のコミュニケーションの場ともなっている商店街支援策を強化するとともに、飲食店等への支援を拡充してください。

(回 答) 産業振興局 産業戦略部 地域産業課

本市では、魅力ある商業地の形成、賑わいの創出を図るため、商業者が自らの発意で、主体的に実施する商店街活性化事業を支援しています。

令和 5 年度においては、商店街支援策の強化として、商店街が維持管理する地域の防犯機能を果たしている街路灯等の電気料金補助について、補助対象期間の拡充を行いました。

また、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援することを目的に、飲食店を含む市内対象店舗で利用可能なプレミアム付商品券発行事業に対する支援を実施します。

今後とも、本市をとりまく経済状況を注視しながら、市内商業の振興に努めます。

⑦個人商店、個人事業主への支援や市内での新規開業を促進する支援策を検討してください。

(回 答) 産業振興局 産業戦略部 中百舌鳥イノベーション創出拠点担当、地域産業課

本市では、個人商店や個人事業主に対する支援や新規開業を促進するため、創業者向けの融資制度を設けるほか、堺商工会議所において経営、財務、販路開拓等の窓口相談を行うなど、産業支援機関が連携して支援しています。

さらに本市等が出資するインキュベーション施設であるさかい新事業創造センターでは、創業間もない入居者に対し、事業立ち上げ時に生じる様々な課題解決のため、専門家による総合的な支援を実施し、また、起業に向け幅広い知識を習得するためのセミナーや勉強会などを開催し、起業マインドの醸成や起業家育成に努めています。

また、本市は国から「創業支援等事業計画」の認定を受けており、一定の支援を受けられた方は、登録免許税の減免など国の優遇制度を活用できます。

引き続き経済活動の担い手を創出、市内への定着を誘導し、雇用を喚起するため、産業支援機関との連携のものとときめ細かな起業・創業支援を行います。

13 建築都市局関係

①泉北高速鉄道の通学費補助を復元してください。

(回 答) 建築都市局 交通部 交通政策担当

泉北高速鉄道及び南海電鉄高野線を乗り継いで通学している方に対する通学定期運賃の一部補助については、事業の目的に見合う効果が十分に認められなかったことから、令和4年3月末をもって廃止することとしたものです。

②おでかけ応接制度について、障がい者や子ども、生活困窮者に適用拡大してください。

(回 答) 健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課、障害福祉部 障害施策推進課
子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども企画課
建築都市局 交通部 公共交通担当

おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車において65歳以上の堺市民の方を対象に1乗車100円でご利用できる制度です。この制度趣旨に鑑み、障害者、子ども、生活困窮者は対象としていません。

市としては、今後とも庁内及び事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努めます。

③SMI プロジェクト（都心ライン）は中止し、市民によく利用されているシャトルバスを、事業者と市民参加で一層の利便性向上に努めてください。自動運転バスについては市街地での安全が担保される技術が確立するまで検討を中止してください。美原ラインについては、実証実験結果を住民に周知するとともに、早急に実施してください。また、美原区役所以遠の地域（さつき野、平尾、青南台）まで延伸してください。

（回 答）建築都市局 都心未来創造部 SMI プロジェクト推進担当

本市では、交通という切り口から環境、健康福祉、観光、産業振興など様々な分野にわたって堺都心部の魅力を大きく向上させる SMI（堺・モビリティ・イノベーション）プロジェクトに取り組んでおり、都心活性化施策と併せ、堺都心部を中心に様々な交通施策、ICT 施策等について常に挑戦し続ける本市の姿勢を示すことで、地域・人・情報・サービスをつなぐソフト・ハードの骨格の形成や、便利・快適かつ安全で魅力的な公共交通の実現などを図って回遊性を向上させ、都市のイメージやブランド力の向上、ひいては地域全体の魅力向上や活性化を図ります。

堺都心部の大小路筋においては、既存のバス交通に自動運転などの先進技術を導入することで、停留所にできるだけ隙間なく停車させたバリアフリーな乗降の実現や、発進・停車時におけるスムーズな加減速による快適性の向上、路車間通信による安全性の向上などをめざした SMI 都心ラインの導入に向け取組を進めています。

自動運転については、現在、安全性に十分考慮しながら段階的に技術開発が進められており、導入に当たっては、技術開発の動向も見定めつつ、実証実験の実施や有識者の意見も聴きながら、安全性について慎重に検討します。

また、拠点間の人流活性化や公共交通の利用促進などにつなげるため、堺都心部と美原区などの市域東部を直通の急行バスで結ぶ SMI 美原ラインの導入をめざしています。令和 5 年度は、10 月 2 日（月）から 12 月 15 日（金）の期間で実証実験を実施し、令和 4 年度及び令和 5 年度の実証実験の結果を踏まえ、今後、本格運行を見据えて検討を進めます。

④カジノ誘致を推進する「大阪広域ベイエリアまちづくり推進本部」から撤退してください。

（回 答）建築都市局 都心未来創造部 ベイエリア推進担当

大阪広域ベイエリアまちづくり推進本部では、大阪府及び大阪市、堺市が連携して、大阪ベイエリアの将来像や取組の方向性等について大阪広域ベイエリアまちづくりビジョン案を取りまとめました。

今後とも同本部へ参画することにより、引き続き連携のもと、本市のベイエリアの活性化に向けた取組を推進する必要があると認識しています。

⑤耐震改修など既存建築物の安全対策を実施してください。そのためにも市の技術職員による専任体制を拡充してください。

(回 答) 建築都市局 開発調整部 建築防災推進課

本市では、安全・安心な都市の形成に向けて、耐震化促進のための業務に加え、特定空家や老朽建築物への対応等をする監察業務を併せて行い、既存建築物の安全確保に関する取組を行っています。

⑥大規模団地及び分譲マンションの建替促進について、住民への説明と配慮を充分に行ってください。

(回 答) 建築都市局 住宅部 住宅施策推進課

大規模団地及び分譲マンションの建替については、区分所有者により構成される管理組合が主体となって検討し、合意形成や住民への説明を行うことが必要です。

本市では、建替制度に係る情報提供や専門家相談、大阪府マンション管理・建替えサポートシステム推進協議会を通じたアドバイザーの派遣を行っています。

14 建設局関係

①市民の安心・安全な公園利用を保障し、より使いやすくするため、全区に公園管理事務所を設置してください。また、パーク PFI など公園の新たな管理運営について、都市公園の公共性を損なう恐れがあることから拙速にすすめないでください。

(回 答) 建設局 公園緑地部 公園監理課

本市の都市公園については、堺区、西区、北区は大浜公園事務所が、中区、東区、美原区は原池公園事務所が、南区は泉ヶ丘公園事務所が、大仙公園は大仙公園事務所が管轄し、4公園事務所を総合的に公園監理課が取りまとめて互いの連携を密にすることで本市の公園を適切に維持管理しています。

また、公園の新たな管理運営については、より質の高い公園サービスを提供し、都市公園の活性化を図ることを目的に、パークマネジメントを推進しています。

Park-PFI など公園の新たな管理運営については、都市公園の公共的な利用が損なわれることがないように十分に検討します。

②自転車で安心安全・快適に市内を走行できるよう、自転車道を市内全域に整備して下さい。特に通学路は直ちに整備して下さい。

(回 答) 建設局 サイクルシティ推進部 自転車環境整備課

自転車通行環境の整備について、本市では自転車ネットワーク計画に基づき通行環境の整備を進めています。

今後も自転車および歩行者の安全性を高めるため、連続性を確保した自転車ネットワークの形成に取り組めます。

15 上下水道局関係

①水道料金および下水道使用料について、一般会計からの繰り入れを増やす、または、大阪府広域水道企業団との連携などで、引き下げを検討してください。

(回 答) 上下水道局 経営企画室 経営マネジメント担当

水道事業及び下水道事業は、地方公営企業法に基づく独立採算制と、受益者負担の原則により、使用者間の負担の公平性と、財政の自主・自立を確保する形で運営し、一般会計からの繰入についても、総務省が定めた繰出基準に基づき、適正に実施しています。

近年では、水道料金は、大阪広域水道企業団の水道用水供給料金の引下げによる負担減少分を還元するため、令和元年12月から水道の従量料金を引き下げ、下水道使用料についても、経営改善の取組により、平成29年10月から基本使用料を引き下げました。また、コロナ対応や物価高騰対応として、令和2年に4か月間（令和2年6月～9月検針分）、令和4年に6か月間（令和4年9月～令和5年2月検針分）の水道の基本料金の減額を実施しました。

今後の料金については、「堺市上下水道事業経営戦略 2023-2030」において、収支見通しを踏まえた経営基盤の強化に向けた取組の方向性をお示ししています。

水道事業会計では、人口減少等による水需要減少の影響が続くことから、令和8年度から純損失の発生が見込まれますが、これまでの累積利益により計画期間内は現行の水道料金水準の維持に努めつつ、令和12年度までに適正な料金水準を検討することとしています。

下水道事業会計では、計画期間内の純損益と累積資金の黒字を維持できる見通しであることから、純損益と資金収支のバランスを確認しながら、長期的に経費回収率の適正化に取り組めます。

②堺市の水道事業は公設公営で運営してください。

(回 答) 上下水道局 経営企画室 広域・公民連携・DX推進担当

市民生活や企業活動に不可欠な公共インフラである水道事業では、人口減少や節水機器の普及により収益の減少が見込まれる一方、水道施設の老朽化等に伴う更新費用の増加が大きな課題となっています。

そのような厳しい経営状況の中、水道事業の経営基盤を強化し持続可能なものとするためには、公益性・公共性を確保した上で、民間の技術力や経営資源を効果的に活用し、より効率的な事業運営を図ることが必要です。

現在は、「堺市上下水道事業経営戦略 2023-2030」に基づき、既存の公民連携にとられることなく、本市が引き続き担うべき業務と民間事業者等に委ねるべき業務の役割分担の最適化に取り組んでいます。

なお、民間事業者による業務履行においても、本市が責任をもって適正に管理し、これまでとおり、安全・安心な水道の供給と更なる利用者サービスの向上に取

り組みます。

16 教育委員会関係

①2023年度より4園のみとなった市立幼稚園を充実させるため、教職員体制の加配と自校調理の給食を実施してください。

(回 答) 教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課、学校管理部 学校給食課、教育センター 能力開発課

教職員体制については、現状を踏まえ、研究実践園としての役割や支援を要する子どもたちが増えている状況等、園運営の課題を勘案し、主幹教諭を配置するなど教職員体制の充実を図っています。

公立幼稚園においては、これまで弁当持参を前提とし、様々な機会を捉え食育を行ってきました。幼稚園での給食も選択肢の一つであると考えていますが、現状の幼稚園においては将来的な検討課題であると認識しています。

②堺っ子くらぶ、のびのびルームの運営を適正規模で行えるよう施設整備や指導員の増員を行うこととあわせ、指導員の処遇改善を行ってください。国・府の施策を活用し、改善に必要な予算を増額して下さい。

(回 答) 教育委員会事務局 地域教育支援部 放課後子ども支援課

活動場所については、待機児童が生じないよう、専用教室のほか、放課後に使用できる共用教室など、各学校と連携しその確保に努めています。

指導員の配置については、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、支援の単位ごとに2人としており、そのうち1人を放課後児童支援員としています。また、配慮を要する児童の入室の際には、必要に応じて指導員の追加配置を行っています。

事業の安定運営のためには、人材を確保するための処遇の改善が必要と考えています。国に対しても、人材確保のための処遇改善について、財政措置の拡充を図ることを求めており、引き続き、施設整備費や運営に係る補助金など予算の確保にも努めます。

③のびのびルームの事業者選定については、これまでの事業実績や放課後児童クラブ運営指針を踏まえるとともに、民間事業者への丸投げではなく、公的責任及び事業運営の安定性・継続性が担保されるよう保護者・関係者の意見を反映してください。また、指導員の雇用を守ってください。

(回 答) 教育委員会事務局 地域教育支援部 放課後子ども支援課

放課後児童対策等事業の運営は、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づいた業務仕様書により委託し、市の事業として安全・安心に利用していただけるよう実施しています。

なお、運営については民間事業者を活用し、本事業を更に充実するため、事業者

の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラムなど総合的な運営内容を審査し、よりすぐれた運営事業者の選定を行っています。

本市では、利用保護者から見た運営状況を把握するため、平成 29 年度から利用者アンケートを実施し、今後も、利用者のご意見をいただきながら、運営事業者と連携し、ルーム運営の向上に努めます。

また、本事業は委託業務として実施していることから、指導員の雇用は受託した運営事業者の裁量事項ですが、事業の安定運営を継続する観点から、前受注者が雇用していた指導員の雇用について、当該指導員の意向を踏まえ、受注者及び前受注者が可能な限り協力するよう委託業務仕様書に規定しています。

④小学校給食費の無償化を 2024 年 4 月以降も継続し、今後実施予定の中学校給食を含めて恒久的な給食費の無償化を実施してください。また、財源については政府が責任を果すよう強く要請してください。(重点要望)

(回 答) 教育委員会事務局 学校管理部 学校給食課

学校給食に要する経費のうち、食材費については、学校給食法に基づき保護者の方々のご負担をお願いしています。多額の公費を伴う学校給食費の無償化の実施は、現時点では困難な状況です。

なお、令和 5 年度 2・3 学期の学校給食費無償化は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施しているものです。国に対しても、自治体間で格差なく、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るものとして、国の財政負担による給食費無償化を早期に実現することを要望しています。

⑤災害時避難所でもある小・中学校の体育館にエアコンを設置してください。また、財源については政府が責任を果すよう強く要請してください。(重点要望)

(回 答) 危機管理室 防災課

教育委員会事務局 学校管理部 学校施設課

学校体育館の空調設備の充実にあたり、各自治体の取組事例等を参考に教育環境と避難所環境の 2 つの視点から現在検討を進めており、令和 5 年度内にその方向性について取りまとめる予定です。

⑥小・中学校のトイレの洋式化を早急にすすめてください。(重点要望)

(回 答) 教育委員会事務局 学校管理部 学校施設課

学校施設におけるトイレ整備については、平成 29 年度より計画的に進めており、老朽化したトイレの全面改修に加え、和便器を洋便器に取り替える部分改修を実施しています。

今後、令和 8 年度までに全ての学校の利用頻度の高い校舎の各階に少なくとも 1 か所以上は洋便器が設置されたトイレ整備を行う予定です。

⑦国の動向も踏まえ、教職員配置の権限を活用して、早急に小・中学校のすべての学年で35人以下学級を実現してください。さらに20人程度の学級規模の実現に向けた検討をすすめて下さい。

(回 答) 教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課、学校教育部 教育課程課、学校管理部 学校施設課

本市では現在、小学校1年生から4年生で35人以下の学級編制、5年生から6年生及び中学校1年生で「教育支援加配教員」の配置により38人以下の学級編制を行っています。

また、小・中学校において「習熟度別指導等加配教員」の配置により、きめ細かな指導を行うために、1クラスを分割するなど少人数での学習を実施しています。少人数学級実現のためには、教員数の確保や、教室数の確保など、様々な課題があると認識しており、国による法改正の内容を踏まえ、本市の状況に則して検討し、対応します。

また、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員については、国に対し要望しています。

さらに、教室の環境整備については、必要に応じて行います。

⑧教職員の長時間勤務を解消し、児童虐待やいじめなど、多様な学校現場の課題に対応するために市独自の加配を含め、正規教職員の配置を充実させてください。

(回 答) 教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課、学校教育部 生徒指導課

学校教育の一層の充実を図るため、教職員定数の増員について国に対し要望し、また、計画的な教職員採用に努めます。

また、生徒指導上の課題や児童虐待に対応するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの拡充に努め、その配置や派遣のあり方、効果的な活用方法について検討します。

⑨高校入試を不公平にし、中学生に負担をかける「チャレンジテスト」の廃止を府教育庁に要請してください。また、堺市はチャレンジテストへの参加をやめてください。

(回 答) 教育委員会事務局 学校教育部 教育課程課

チャレンジテストについては、その実施の目的を考慮し、大阪府公立高等学校入試における評定の公平性を担保する方策の検証のために行われているものと認識しています。

⑩各学校における合理的説明のつかない校則の見直しを行ってください。

(回 答) 教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課

令和5年9月に「学校のきまりやルール（校則）の見直しガイドライン」を策定し、各学校で校則の内容を検証し、合理的説明のつかない校則は改善に向け速やかに見直しを行っています。

また、校則の見直しは児童生徒から意見を聴取するなど、児童生徒が主体的に参画できるように取り組み、校則の内容については児童生徒、保護者や地域の方などと共通理解を図るために公表します。

⑪小・中学校に正規職員による司書を配置するなど、学校司書配置を拡充してください。

（回 答）教育委員会事務局 学校教育部 教育課程課

学校図書館については、児童生徒の読書活動・学習活動を支援するために専門的知識をもった学校司書の配置を拡充することが重要であると認識しています。

本市では、平成29年度から、中学校での週2日勤務の学校司書配置を開始し、令和2年度からは小学校にも週1日勤務の学校司書の配置を開始しました。令和3年度からは小学校においても週2日勤務が実現し、全小・中学校で週2日勤務の配置となりました。

今後、配置による効果について検証を行い、人材確保や人材育成を図るなど、学校図書館の充実に努めます。

⑫就学援助制度について、卒業アルバム代、クラブ活動費など国が補助対象とする費目を拡充してください。また、現在入学前の3月中旬に支給されている新小学・中学1年生への就学援助金(入学準備金)の支給時期を早めてください。

（回 答）教育委員会事務局 学校管理部 学務課

本市就学援助制度は、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止され、本市が独自で運営している中、援助内容の継続を図るため、現在の給付内容で実施しています。今後も引き続き、国に対し就学援助費に係る財政措置の充実について要望します。

なお、就学援助費のうち、新1年生入学用品費については、令和5年度の国が示す単価と同額を、入学前の3月に支給しました。

⑬奨学金の返済を支援する制度を早期に創設してください。

（回 答）教育委員会事務局 学校管理部 学務課

日本学生支援機構の大学生等に対する奨学金事業について、指定都市教育委員会協議会を通じ、平成29年度から創設された給付型奨学金事業における対象者の拡大、給付の増額等一層の事業の充実を図るよう要望しています。

⑭市立図書館への指定管理者制度導入は行わないでください。

（回 答）教育委員会事務局 中央図書館 総務課

公立図書館の運営には様々な手法が導入されています。

本市では図書館の根幹的な役割である図書館サービスの安定性や継続性について、行政サービスとしての質を担保するという前提のもとに、アウトソーシングのあり方についても研究します。

⑮市立図書館の資料費を増額してください。開館時間を、分館を含め全館とも統一してください。正規司書職員を計画的・継続的に採用してください。

(回 答) 教育委員会事務局 中央図書館 総務課

地域の知の拠点として、市民の暮らしに寄り添い、役立つ資料・情報を提供できるよう、今後も図書館資料の充実に努めます。

開館時間については、費用対効果も含めて他市事例などを研究します。

司書の専門性を活かした継続的な図書館運営を行うため、図書館サービスの専門的業務を担う司書職員の計画的な採用と育成、適切な職員配置が重要であると認識しています。

令和5年度においても2名を採用し、令和6年度の新規採用試験も実施しました。

⑯中央図書館基本指針における、施設整備や施設の管理運営手法の検討にあたっては、同館が「全館の中核」であり、「図書館サービスのトータルコーディネーター」の役割を担うことから、公共の責任を明確にしたうえで、市民の意見を十分に反映させてください。

(回 答) 教育委員会事務局 中央図書館 総務課

基本指針に沿った施設整備等については、市民をはじめ様々な関係者のご意見をお聴きしながら、具体的な計画を定め、取り組めます。

⑰各学校園の施設設備を充実させてください。

(回 答) 教育委員会事務局 学校管理部 学校施設課

学校園の施設設備については、堺市学校施設整備計画に基づき、校舎の増改築や大規模修繕時にLED照明、高効率空調、節水型トイレの導入等、必要な整備を行っています。

⑱「学校群」など、経済効率を前提にした施設設備の統廃合で、子どもたちや教職員の負担を増やさないでください。(重点要望)

(回 答) 教育委員会事務局 総務部 学校改革推進室

「学校群」とは、「新たな学校のあり方」として、これからの時代を生きる子どもたちに必要な資質・能力を育むため、それぞれの子どもに応じた「個別最適な学び」と異なる考え方が組み合わさりより良い学びを生み出す「協働的な学び」の一体的な充実に向けて、中学校区を構成する小・中学校が一体となって、「授業の改

善」や「カリキュラムの改善」、「学校群マネジメント」の取組を学校群の状況に応じて進めていくものであり、単に効率化のために施設のあり方を変えることを目的とはしていません。

令和4年2月開催の令和3年度第3回総合教育会議の資料に掲載している子どもの移動を伴うキャンパス方式等は、今後、学校群の小・中学校が子どもたちの育ち・学びのための取組を検討するに当たって、学校群の資源を活用した学びの形の可能性の一つの例として掲載したものであり、必ず採用しなければならないものではありません。

子どもの移動の必要がないICTを活用した遠隔授業等も含め、学校立地や子どもの安全面等を踏まえ、創意工夫のもと、効果的な学びのかたちを検討します。

⑱年々増え続けている特別な支援が必要な子どもたちのために、特別支援学校を新設してください。

(回 答) 教育委員会事務局 学校教育部 支援教育課

百舌鳥支援学校、上神谷支援学校の教育環境の改善と安全の確保を念頭に、宮園小学校敷地(校舎)の一部を支援学校分校とした新たな対応ができるよう、地元調整を行います。